

徳島県中学校GIGAスクール教科等研究集会 小・中学校 総則部会



教師を取り巻く環境整備について



学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

平成29（2017）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各400校を対象に調査を実施（平成28年10月、11月）。
- 時間外在校等時間については、小学校で月約58時間、中学校で月約81時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、教師の厳しい勤務実態が明らかになった。

平成29（2017）年6月 中央教育審議会へ諮問

平成31（2019）年1月 中央教育審議会答申

- 中央教育審議会において「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」をとりまとめ、文部科学省において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定（平成31年1月）。

令和元（2019）年12月 結特法の改正

【改正内容】（令和元年12月公布、令和2年4月1日施行、令和3年4月1日施行）
①「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の「**抜粋**」への称上げ（面談における上限時間）（1）1か月の時間外在校等時間について、**45時間以内**
（2）1年間の時間外在校等時間について、**300時間以内** 等

②休日の「まとめ取り」のため、**1年単位の柔軟な勤務時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に
【新設】文部科学委員会における「**指導要綱**」（令和元年12月31日）（臨時）
十二、三年生後を員数に教員委員の勤務実態調査を行った上で、本法その他の関係法令の規定について該当的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること

学校における働き方改革の推進

- 学校における働き方改革を加速させるため。
①小学校における35人学級の計画的整備や高学年における教科担任制の推進等のための教職員定数の改善
②教員業務支援員をはじめとする支援スタッフの充実
③放課後の見直し
④教員免許更新制の発展的解消
⑤校務のデジタル化等の学校DXの推進
⑥行事制の見直し
○各教育委員会における勤務時間の客観的な把握の徹底や、各学校における業務の見直し・削減など、教育委員会や学校の取組とあわせて、国の取組と一体的に推進。

令和5（2023）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

- 小学校・中学校各2,400校程度、高等学校300校程度を対象に、教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について調査を実施（令和4年8月、10月、11月）。
- 時間外在校等時間については、小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要がある。
- 勤務実態調査結果等を踏まえ、働き方改革、処遇の改善、学校の指導・運営体制の充実を一括的に検討。

令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載

学校における働き方改革に関するこれまでの経緯

令和5（2023）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

【前回調査：小学校で月約59時間、中学校で月約61時間程度（平成28年度勤務実態調査等を踏まえ推計）】

- 教師の勤務実態や働き方改革の進捗状況等について、平成28年度の前回調査と比較できる形で調査を実施。
- 時間外在校等時間については、小学校で月約41時間、中学校で月約58時間程度（勤務実態調査等を踏まえ推計）であり、一定程度改善したものの引き続き取組を加速する必要がある。

令和5（2023）年5月 中央教育審議会へ諮問

令和5（2023）年6月 経済財政運営と改革の基本方針2023に関連記載

「働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。」
「**専門的な使命と高度な専門性・教員性を有する専門職である教職の特性や人材確保の重要性**（略）を踏まえ、教師の処遇を抜本的に見直し。」
「**2024年度から3年間で集中改革期間とし（略）2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の結特法改正の国会提出を検討する（略）。**」

令和5（2023）年8月 中央教育審議会緊急提言

「**できることを直ちに実行**という考えのもと、緊急的に取り組むべき施策を取りまとめたもの」

- 「学校・教師が担う業務に係る3分制に基づく業務の精選・見直し」の徹底や各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しなど
- 保護者等からの過剰な苦情等に対する教育委員会等の行政による支援体制の構築
- 小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の減少、中学校への配置拡大などの持続可能な勤務環境整備等の支援の充実 など

令和5（2023）年8月 文部科学大臣メッセージ

「**子どもたちのための学校の働き方改革** できることを直ちに、一緒に～」

1. 国が先頭に立つて改革を進めよう
2. 学校・教育委員会ではできることを直ちに実行を
3. 保護者・地域住民の皆様へ「ご理解ご支援を依頼」

令和5（2023）年12月 令和6年度予算

- 小学校高学年における教科担任制の強化に35人学級の計画的整備などの**教職員定数の改善**（令和6年度予算額：1億5,627万円（前年度：1億5,216万円））
- 教員業務支援員の増員・中学校への配置や副校長・教頭でマネジメント支援員の創設などの**支援スタッフの配置充実**（令和6年度予算額：1億1,111万円（前年度：9,911万円））
- その他、保護費や地域からの過剰な苦情等への対応のための**メンタル事業の創設**、教師人材の確保強化、校務のデジタル化、部活動の地域連携や地域移行など、**集中改革期間初年度に当たる令和6年度予算において教員を取り巻く環境整備の充実を図る**（なお、教師の処遇改善については、中教協の議論が踏まえつつ、本年度、引当額を新設・増額を行う等）

令和6（2024）年4月 教員勤務実態調査速報値の公表

令和6（2024）年5月 中央教育審議会「答申のまとめ」をとりまとめ

教員勤務実態調査（令和4年度）【確定値】について

- 在校等時間は、前回調査（H28）の結果と比べ、**平日・土日ともに全ての職種で減少**したものの、**依然として長時間勤務の教師が多い状況**。

調査対象 小学校1,200校、中学校1,200校、高等学校300校に勤務するフルタイムの常勤教員（校長、副校長、教頭、教諭等）

調査日程 令和4年6月、10月、11月のうち、連続する7日間について調査。

調査結果（速報値）

①通常期（10・11月）における教師の勤務実態

- ✓ 前回調査（H28）の結果と比べ、**全ての職種で在校等時間が減少**。

●教師の1日当たりの在校等時間（10・11月）

	小学校			中学校			高等学校 (予定値)
平日	H28	R4	増減	H28	R4	増減	R4
校長	10:37	10:23	-0:14	10:37	10:09	-0:28	9:37
副校長・教頭	12:12	11:45	-0:27	12:06	11:42	-0:24	10:56
教諭	11:15	10:45	-0:30	11:32	11:01	-0:31	10:06
土日	小学校			中学校			高等学校 (予定値)
	H28	R4	増減	H28	R4	増減	R4
校長	1:29	0:49	-0:40	1:59	1:07	-0:52	1:37
副校長・教頭	1:49	0:59	-0:50	2:06	1:16	-0:50	1:18
教諭	1:07	0:36	-0:31	3:22	2:18	-1:04	2:14

②長期休業期間（8月）における教師の勤務実態

- ✓ 4週間（土日を除く20日間）のうち、**教諭の所定の勤務時間を勤務した日数は、小：6.6日、中：8.4日**

- ✓ **勤務日1日当たりの在校等時間は、10・11月と比べ短い**

※教諭（平日）小：8:04、中：8:26（土日）小：0:06、中：0:59

上記の①、②を踏まえ月当たりの教諭の時間外在校等時間を推計すると、**小：約41時間（H28：約59時間）、中：約58時間（H28：約81時間）、高：約45時間**

③学校における働き方改革の進捗状況

- 教師の有給休暇取得日数（年間・平均）

- ✓ 小学校・中学校共に**取得日数が増加**

	小学校	中学校
H28	11.6日	8.8日
R4	13.6日	10.7日

- 部活動顧問の週当たり活動日数（中学校）

- ✓ **活動日数が週6日以上（部活動ガイドライン超え）である教諭の割合が減少**



3

2024_06_12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）について

〈背景〉

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、一般公務員より一割程度増額されたことに伴い、教員に対しては**超過勤務手当は支給されないこと**とされた。
- しかしながら、毎年の給与改定の結果、教員給与の優位性が失われた。また、当時の文部省が超過勤務を命じないようへと指導したにもかかわらず、超過勤務が行われている実態が多くなり、全国的な社会問題となった。（後に多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起された。）
- 文部省は、人事院と教員の勤務の実態を把握する必要性を確認し、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施。
- 人事院は、昭和46年2月に教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申出を行った。

昭和46年5月（国立及び）公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）制定

〈法律の趣旨〉

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
- ・夏休みのように長期の学校休業期間があること
- 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間的管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

〈職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ② 教職調整額を本給として支給。

給特月額 × 4% = 教職調整額

※4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合

※本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の基礎となる（週末・勤務手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等）

〈正規の勤務時間を超える勤務〉

- 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務（超勤4項目）に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
 1. 生徒の実習に関する業務
 2. 学校行事に関する業務
 3. 職員会議に関する業務
 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

4

2024_06_12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

人材確保法及び教員の給与水準の推移について（一般行政職比）

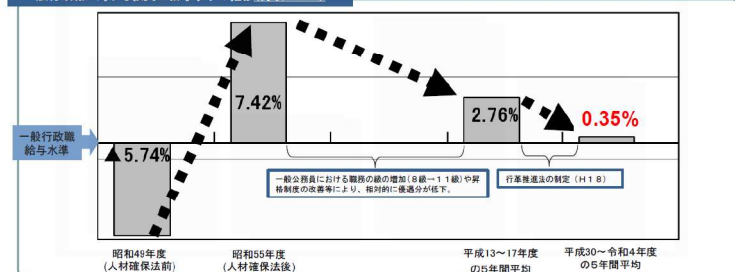
人確法（※）の制定（昭和49年2月）

教育職員に優れた人材を確保するため「教員の給与を一般の公務員よりも優遇する」ことを定めた人材確保法の趣旨に則り、本体の引上げや義務教育等教員特別手当の創設をはじめとした3次にわたる給与改善により、**合計25%引き上げられた**。

（※）学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人事確保に関する特別措置法

第1次改善＜S49＞	第2次改善＜S50＞	第3次改善＜S52～54＞
・本俸（初任給、最高給）の引上げ	・本俸引上げ ・義務教育等教員特別手当（職務特手当）の新設	【第1期】 ・職務特手当増額 ・主任手当、部活動手当の新設 【第2期】 ・中堅教員の俸給改善 ・職務特手当、管理職手当の改善 ・主任手当、部活動手当の支給要件拡大（緩和）

一般行政職に対する教員の給与水準の推移（月取べース）



5

2024_06_12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

「審議のまとめ」のポイント

- 教職の魅力向上させ、教師に優れた人材を確保するために、中央教育審議会に「質の高い教師の確保特別部会」を設置して、教師を取り巻く環境整備について計13回にわたり議論。
- 学校教育の質の向上を通じた、**全ての子どもたちへのより良い教育の実現**のため、
 - ①学校における働き方改革の更なる加速化、
 - ②学校の指導・運営体制の充実、
 - ③教師の処遇改善
 を一体的・総合的に推進する。

①働き方改革の更なる加速化

- ⇒ 3分制に基づく業務適正化の徹底、校務DXによる業務効率化
- ⇒ 全ての教育委員会における働き方改革の取組状況の「見える化」や定量的な目標を設定したPDCAサイクルの構築等

②学校の指導・運営体制の充実

- ⇒ 小学校・中学校における教科担任制
- ⇒ 生徒指導担当教師の全中学校配備
- ⇒ 若手教師支援
- ⇒ 学校の組織的・機動的なマネジメント体制の構築へ向けた「新たな職」の創設
- ⇒ 「次世代型チーム学校」の実現
- ⇒ 多様な専門性を有する員の高い教職員集団の形成等

③教師の処遇改善

- ⇒ 教職調整額の率を少なくとも10%以上に
- ⇒ 「新たな職」に対応した新たな級の創設
- ⇒ 学校担任への職務特手当の加算
- ⇒ 管理職手当の改善等

教師の業務負担の軽減と時間外在校等時間の縮減

一体的・総合的に推進

教職の魅力向上

教職生涯を通じて学び続けることができる環境整備

学校教育の質の向上を通じた、**全ての子どもたちへのより良い教育の実現**

- ✓ 主体的・対話的で深い学び
- ✓ 「個別最適化学び」と「協働的な学び」の一体的充実

自らの手で、予測困難な社会を切り拓いていくことができる**持続可能な社会の創り手の育成**

7

2024_06_12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

教師を取り巻く環境整備は喫緊の課題

- 知・徳・体・にわたる全人的な教育を提供していることが国際的にも高く評価されている日本の学校教育は、全国の優れた教師の献身的な努力に支えられた成果。
- 学校が対応する課題が複雑化・困難化する中、保護者や地域からの期待も高いことから結果として学校や教師の負担が増大してきた実態。
- いわゆる「教師不足」の状況も憂慮すべき状況にあり、教師志願者の拡大のためにも教職の魅力を上上げていくことが急務。
- 子供の学びを支える教師は公教育の要であり、教師の質や量は子供たちへの教育の質に直結することから、教師を取り巻く環境整備は、我が国の未来を左右する重要な課題。

教師を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的な状況



教師を取り巻く環境の抜本的な改革が必要

8

2024.06.12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

目指すのは「学校教育の質の向上」を通じた「全ての子供たちへのより良い教育の実現」

- 長時間労働の是正を図り、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで教師のウェルビーイングを向上させること、意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備することが、教師がその高い専門性を発揮することにつながり、子供たちにより良い教育を行うことにつながる。
- 働き方改革により創出した時間も活用しつつ、教職生涯を通じて学び続け、資質能力の向上を図ることが、学校教育の質を高めることにつながる。
- 学校が、働きやすさと働きがいが高められた職場となり、その中で、教師が生き生きと働く姿は、多くの教師を志す学生等をひきつけ、教師に質の高い人材を確保することにつながる。
- 教職員集団の多様性を確保することが、学校の組織としての力の向上につながる。

「令和の日本型学校教育」を担う教師及び教職員集団



一体的・総合的に取り組むことで実現

- ①働き方改革の更なる加速化
- ②学校の指導・運営体制の充実
- ③教師の処遇改善

9

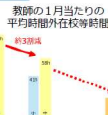
2024.06.12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

学校における働き方改革の更なる加速化

- 平成31年の「働き方改革答申」以降、給特法改正による「上限指針」の策定や、教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、ICTによる業務効率化等を推進。
- その結果、教育委員会における取組も着実に進み、教師の時間外在校等時間の減少という成果。一方、教育委員会や学校における取組状況の差が見られるという課題。各学校、各教育委員会において現状を客観的に把握した上で、必要な取組を推進するべき段階。

1. 取組状況の「見える化」を通じたPDCAサイクルの構築

- 「学校における働き方改革」を進める上では、まずは客観的な在校等時間の把握が必要。
- 業務量の現状や改善に向けた取組状況等を全ての教育委員会が公平に公表するための仕組みを構築。
- 学校だけでは解決が難しい事業に対応するためのスクールローヤ等の体制構築



3. 健康・福祉の確保と柔軟な働き方の推進

- 労働安全衛生体制の整備徹底が必要。
- 十分な生活時間や睡眠時間を確保するために「通勤インターバル」の取組を推進。その際、上限指針において「本来、業務の持ち帰りや行わないといわれていることにも留意する必要がある」。
- 早山・遅山・出勤やフレックスタイム制、ワーク等の柔軟な働き方についても、教師が自身のウェルビーイングを主体的に考える観点からも推進。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教員の業務だが、負担軽減が可能な業務
①全下町に関する対応 (給食関係)	⑤調査・統計等への対応等 (学校関係)	⑥授業時間の短縮 (学校関係)
②教員から民間委託に切り替える見直し ③児童生徒が帰った後の対応	⑦児童生徒の生活時間に関する対応 (給食、給水、トイレ等)	⑦児童生徒の生活時間に関する対応 (給食、給水、トイレ等)
④学校施設の管理・運営 (給食、給水、トイレ等)	⑧学校行事の準備・運営 (給食、給水、トイレ等)	⑧学校行事の準備・運営 (給食、給水、トイレ等)
⑤地域ボランティアの活用	⑨部活動(部活動関係)	⑨部活動(部活動関係)

10

2024.06.12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

学校の指導・運営体制の充実

- 多様化・複雑化する教育課題に対応し、新たな学びを実装していくことで教育の質を向上させていくとともに、教師を取り巻く環境を整備していくためには、持続可能な指導・運営体制の構築が必要。

1. 教科担任制の推進と若手教師への支援

- 子供たちの学びの質の向上と教師の授業時間短縮の観点から、小学校・中学校における教科担任制の推進が重要である。
- ※ 教師の適当な平均持ち授業時間は、小学校で4.1時間と他の職種と比べて多い。
- ※ 小学校中・高学年は、高学年や中学校とは異なり、単科授業時間であるとともに、社会科、理科、外国語活動など複数の科目。

- 講師経験のない新卒1年目の教師は、学級担任ではなく教科担任として其の授業時間短縮を行うことができれば、教科担任制の推進が実現する。



2. 生徒指導担当教師の配置充実

- 不登校やいじめ等に対応するとともに、学校を誰一人取り残さない安全・安心な学びの場とするよう、生徒指導担当教師を全中学校に配置。



3. 組織的・機動的なマネジメント体制の構築

- 学校横断的な取組についての学校内外との連携・調整機能の充実や、若手教師へのサポート充実のため、「新たな職」を創設し、中堅層の教師を配置。

4. 支援スタッフの配置充実と連携・協働

- 働き方改革や教育の質の向上に向けて、支援スタッフの配置充実が重要である。
- 「働き方改革」のシフトチェンジを推進。



5. 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

- 幅広い人材の参加促進により、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成。



11

2024.06.12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

教師に優れた人材を確保するための処遇改善

- 人材確保法に基づき教師の処遇改善が行われ、当時、一般行政職に比べて教師の処遇は大幅に優遇されていたものの、その後、相対的に優遇分が低下し、現在ではその優遇分はごくわずかになっている。
- 教師の職務の特殊性や重要性等を踏まえ、教師に優れた人材を確保するためには、人材確保法による処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保するため、教職調整額の率を少なくとも10%以上にする必要がある。

1. 高度専門職である教師の職務の特殊性

（職務の特殊性）

- ・ 教師は日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならない。どのような業務をどのようどの程度まで行うかについて、一般行政職等のように逐一、管理職の職務命令によるではなく、一人一人の子供たちへの教育的見地から、教師自身の自発性・創造性に委ねるべき部分が大きい。
- ・ 必要となる知識や技能等も日々変化し続ける中、授業準備や教材研究等の教師の業務が、どこまで職務で、どこからが職務でないかを精確に切り分けて考えることは困難。

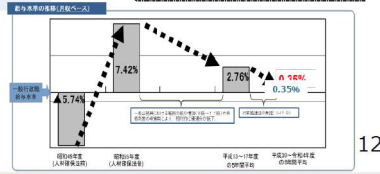
・ 教師の職務の特殊性は、現在においても変わるものではないため、時間外勤務についてのみ、一般行政職等と同様の時間外勤務命令を前提とした勤務時間管理を行うことは適当ではない。

⇒ 教師の職務等の特殊性を踏まれば、勤務時間の内外を包括的に評価し、その処遇として教職調整額を手給相当として支給するという仕組みは、現在においても合理性を有する。

※ 諸外国でも、時間外勤務手当の支給を行わない国（イギリス、ニュージーランド、アメリカとオーストラリアの一部の州）など、時間外勤務を労働給に含めず、これに対して追加的な給付を支給する仕組みは必ずしも一般的ではなく、教師の専門職としての職務の特殊性等を踏まえた合理的な仕組みとなっている。

2. 職務や勤務の状況に応じた処遇

- ⇒ 「新たな職に対応した新たな創設
- ⇒ 職務の負担や重要性の大きい、学級担任について、義務教育等教員特別手当の加算。
- ⇒ 管理職の職務と教員の重要性を踏まえた管理職手当の設置。



12

2024.06.12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

Q1 教職調整額を引き上げるだけでは働き方改革は進まないのではないですか？

- A1**
- ・ 教職調整額の引き上げは、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものです。
 - ・ 先生方の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を合わせて進めることとしています。

Q2 給特法を廃止しないと長時間勤務の実態は変わらないのではないですか？

- A2**
- ・ 給特法は、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならないという教師の職務の性質に照らし、逐一、管理職の職務命令によるのではなく、教師の専門職としての自律性を尊重する働き方の仕組みです。
 - ・ 給特法では、原則、時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時には「超勤4項目」に限定して時間外勤務を命じることができるという仕組みになっており、教員の健康を守り、時間外勤務を抑制することを目的とした法制度になっています。

Q3 教師の処遇改善よりも、先生の数を増やすことの方が大事なのではないですか？

- A3**
- ・ 「審議のまとめ」では、教師の処遇改善だけでなく、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実が必要と提言されています。
 - ・ 時間外在校時間が長くなる要因である「持ち授業時数」の軽減や、在校時間が長く、休職率の高い「若手教師」への支援、不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師などの教職員の定数改善を進めます。



社会全体で学校や教師を支え、教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指します。

「審議のまとめ」はこちらから

文部科学省

13

2024.06.12_文部科学省 教師を取り巻く環境整備について

文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しに関するお知らせと、調査委員会等において行われる学校の対象とした調査についての丁寧の見直しについて説明する事務局連絡です。

事務局
令和6年3月29日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校担当課
附属学校を置く各国立・公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

文部科学省初等中等教育局研究課

文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しに係る年間調査計画書の送付と調査委員会等が実施する調査の精選等について

文部科学省では、これまで学校における働き方改革の観点から、文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の見直しに取り組みしてきました。昨年8月28日に中央教育審議会の高い教職の確保特別部会において取りまとめられた「教師を取り巻く環境整備について」緊急的に対応すべき施策（施策）（以下「緊急施策」という。）及び緊急施策を踏まえた令和6年9月通知等を踏まえ、文部科学省として、今年度も学校宛ての調査について、内容の精選と実施の精選を両立するとともに、各都道府県や各地方公共団体の担当課等を通じて対応することとできるよう、年間調査計画書を取りまとめましたので送付いたします。

【令和6年度の見直しの主なポイント】

（学校への調査・調査の負担軽減）

- 「業務負担軽減対策等調査」について、実施年度を毎年から2～3年に1回へ変更し、これに伴い、令和6年度は実施しないことに変更。
- 本年計画書における調査を含むすべての文部科学省から学校宛ての調査について、実施の必要性、実施対象、実施年度を改めて表裏・見直しを行い、年間調査計画において、調査実施の時期を明示化。
- 学校に届く可能なもの調査や通知等について、種類によっては、学校等への一律の依頼や配布を控えることも各都道府県等の判断で可能である旨の留意事項を明示した形で発出することを、関係府県を踏まえ令和6年度から行っており、引き続き実施。

各都道府県等においては、緊急施策等において別添の（参考）のように、「調査・精査への対応等」が、国・都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体の自らの役割を積極的に果たさなければ、実施を伴う負担軽減にはつながらない主な例として挙げられたこと

文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しに係る年間調査計画書の送付について

等も踏まえ、引き続き、教育委員会が独自に学校を対象に行う調査について、文部科学省が実施する調査との重複併存を踏まえ、学校等への一律の依頼や配布を各都道府県等の判断で控えること、全体的な機関の業務上の必要に伴う調査以外の任意調査等については各学校の判断で対応を控えることを周知する等、学校の負担軽減に向けた見直し等の取組をお願いします。特に、各都道府県等においては、調査の実施にあたっては、調査の精選、内容の精選、調査の対象（調査（しつ）／抽出）／調査・時期・内容の精選や、形式等（選択式、自由式等）の工夫、調査の調査の一元化等を行うとともに、各都道府県において学校を対象とした調査を行う場合について、調査項目の重複併存等併存者負担の軽減に向けた見直し等の取組を行うよう配慮をお願いします。また、（参考）のように、特に区域村教育委員会においては、調査や通知、事務連絡の届出数を把握している自治体数による削減に留まらず、実施も踏まえ、まずは各都道府県において届出数を把握の上、不審の見直しに取り組みいただくよう、お願いします。

都道府県・指定都市教育委員会においては所管の学校及び市内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課において所轄の私立学校等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置者担当課において所轄の学校等に対して、国立大学法人においてはその設置する附属学校に対して、本年についての見直しをお願いします。

なお、文部科学省においては、学校に求めている業務の削減の実行のために、本年度以降も、文部科学省が学校等調査を併発して行う調査について、調査頻度の見直しや調査項目の削減等の不審の見直しを行う予定です。

- （参考）
- ・ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校推進・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方針について（平成31年1月25日、中央教育審議会答申）（抜粋）
 - ・ 学校における働き方改革に関する教職の精選について（平成31年3月18日、文部科学省教育政策局）（抜粋）
 - ・ 「教師を取り巻く環境整備について」緊急的に対応すべき施策（施策）（令和6年8月28日、中央教育審議会初等中等教育分科委員の教職の確保特別部会）を踏まえた取組の精選等について（令和6年9月8日）（文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）（抜粋）
 - ・ 令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果（抜粋）

【担当】
初等中等教育局研究課 教職調整課
（電話）03-6734-0794

文部科学省が行う学校宛ての定期的な調査の見直しに係る年間調査計画書の送付について

「3分類」に係る取組状況

いわゆる「3分類」に係る取組状況については、全体的に

- [illegible]

緊急提議を踏まえ、教育委員会が特に優

郡商連盟	1 役：部活動	2 役：調査、統計等への の関与	3 役：芝居俳優や文 筆活動
政令市	1 役：部活動	1 役：学芸評議会や成 績処理	3 役：学校部活動の 部収・管理
市町町村	1 役：部活動	2 役：定例会・委員会 の参加、生涯学習 の推進	3 役：地域ボランティア との連携調整

この点検については、都道府県・政令市におい

- [illegible]

- ・ 緊急提言等を踏まえ、公平な「見える化」に向けた基盤

- 15

の編

由2 (1 単位時間50分)

中学校第2学年	令和4年度計画	(参考) 平成30年度計画
	1073.9 (1015)	1073.9 (1015)



○ 教育課程は、各学校において編成するもの

- することが重要である。授業時間数が大きすぎると回って教育課程が編成・実施している学校が一定数存在する状況も踏まえ、以下の観点から、以下の学校において、授業時間数に一定以上確保しうよう、教育課程の編成に留意が必要である。
- 当該校における近年の休校や授業開講等の状況
 - 教育課程の編成・実施における授業時間の配当や運用の工夫が可能かどうか
 - 指導科の増減、改善が可能かどうか
 - 上記の観点等を踏まえ、可能かどうかについては、各学校の実情を踏まえ、年度途中からであっても見直しと進捗に達するべきである。
- 特に、授業時間数を大幅に超過して(年間180単位時間以上)いる教育課程が編成されている学校は、まずは、自ら見直しを必要とする。また、当該校が教育課程の改善が適切に行われていないと判断し、指導する必要がある。

A green cartoon character with a large head, closed eyes, and a wide smile, holding a tablet computer. The tablet screen displays the letters 'ICT' in a stylized font. The character has red and blue accents on its body.

		小・中学校等
--	--	--------

概要	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学校	通級による指導
障児の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障児の程度別の2つの学級を編成し、子供一人一人に工夫した教育を実施	大部分の児童を在籍する通常の学校で受けながら、一部の障児が通級による特別の指導を実施	
対象障害種別と人数	視覚障害 (約94,700人) 聴覚障害 (約7,500人) 知的障害 (約141,100人) 肢体不自由 (約930,200人) 精神・身体障碍 (約191,300人) ※通級指導の場合はダブルカウントしている 合計：約151,400人 (※令和5年度) (平成25年度の約1.1倍)	知的障害 (約164,000人) 肢体不自由 (約14,400人) 精神・身体障碍 (約200人) 視覚 (約500人) 聴覚 (約1,800人) 知的・知的障害 (約200人) 自閉症・情緒障害 (約196,500人) 合計：約372,800人 (※令和5年度) (平成25年度の約2.1倍)	言語障害 (約47,200人) 自閉症 (約36,800人) 情緒障害 (約220人) 聴覚 (約100人) 学習障害 (約34,100人) 注意欠陥・多動性障害 (約38,700人) 肢体不自由 (約160人) 精神・身体障碍 (約100人) 合計：約183,900人 (※令和3年度) (平成25年度の約2.4倍)
幼児児童生徒数	小学校：約1,200人 小・中学校：約51,100人 中学校：約33,400人 高等部：約56,600人 ※義務教育段階の全児童生徒の0.9% (※令和5年度)	小学校：約265,700人 中学校：約107,000人 ※義務教育段階の全児童生徒の4.0% (※令和5年度)	小学校：約54,600人 小・中学校：約27,700人 高等学：約17,700人 ※全児童生徒の1.9% (※令和5年度)
学校編制 定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複指導の場合、1学級3人	【小・中】1学級8人	【小・中】13人1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化(高)追加措置
教育指導	各教科等に加え、 自立活動 の指導を実施。障害の特性等に応じた事例的教育指導が展開。 ※特別支援教育指導員特別任用制度により、知障の児童等が専任教員として採用されている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に基づいて編成する。実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にし、特別の教育指導が行われる。	通常の教科の教育指導に加え、又その一環として大規模な教育資源を確保。 ※平成29年度から、一歩一歩に 【高】1学級7年の1人

それらの児童生徒に対しては個別の教育支援計画(障害、地域、医療、福祉、保護者の業務行事や関係機関との連携を促す)と、現時的な視点で教育支援が行われるための計画(個別の教育支援計画、一人一人の教育ニーズに合わせた個別の学習、方法等をめざした計画)を実施する。

※通常の学級に在籍し、学習面又は行動面で著しい困難を示すと考えられる児童生徒数の割合：推定値 8.8%（小・中）、推定値 2.2%（高）
（令和4年文部科学省の調査において、学級担任等による回答に基づいており、医師の診断等によるものでない点に留意。）

2024.06.12 文部科学省 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H25→R5)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。
- 特に、特別支援学級の在籍者数(2.1倍)、通級による指導の利用者数(2.3倍)の増加が顕著。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成25年度) 1,030万人
(令和5年度) 941万人
0.9倍

特別支援教育を受ける児童生徒数

32.0万人 3.1%
64.0万人 6.8%
2.0倍

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱
6.7万人 0.7%
8.5万人 0.9%
1.3倍

小学校・中学校

特別支援学級
知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害
17.5万人 2.0%
37.3万人 4.0%
2.1倍

通常の学級(通級による指導)
言語障害 自閉症・情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱
7.8万人 1.0%
18.2万人 3.1%
2.3倍

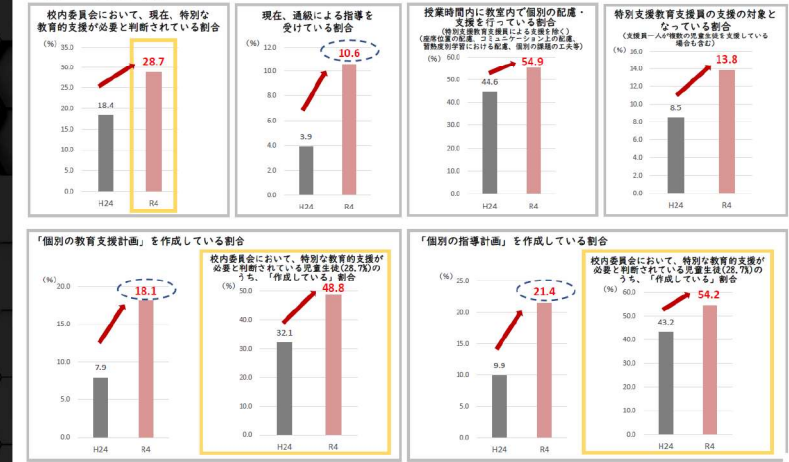
※次の数値は、令和5年度(通級)による指導については令和3年度(平成25年度)の児童生徒数で割って、小数1位未満を四捨五入したものである。
(注)通級による指導を受ける児童生徒数は19.2万人(注1)は、最新の調査結果であるR5年度通年(国公立立)の値を用いている。
なお、平成25年度の通級による指導を受けている児童生徒数は7.7万人(注2)は、5月1日現在の公立のみである。

2

2024_06_12_文部科学省 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

II. 質問項目に対して学級担任等が回答した内容から「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒(小学校・中学校:8.8%)の受けている支援の状況 (平成14年度調査では調査していないためデータなし)



4

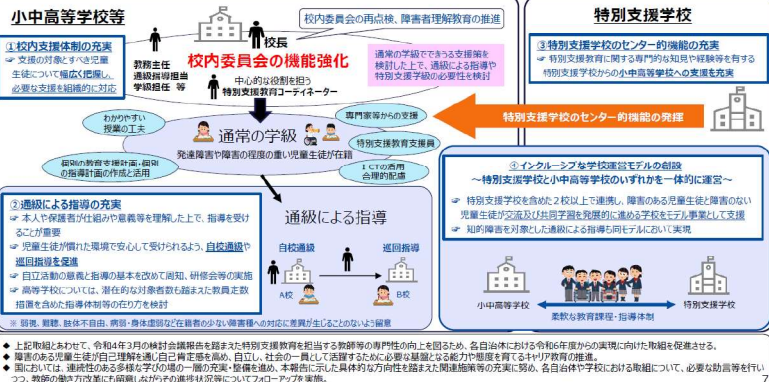
2024_06_12_文部科学省 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告(概要)

(令和5年3月13日)

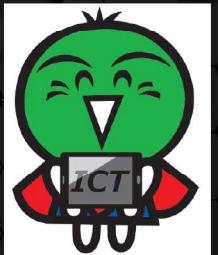
現状・課題

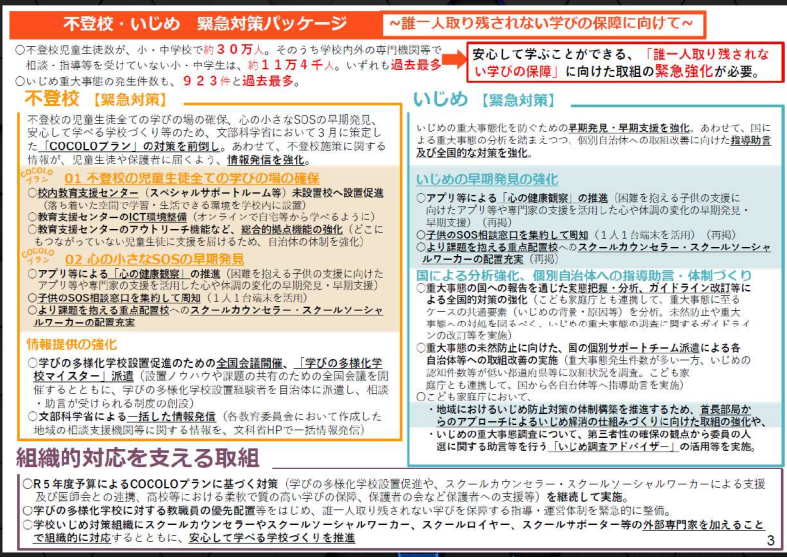
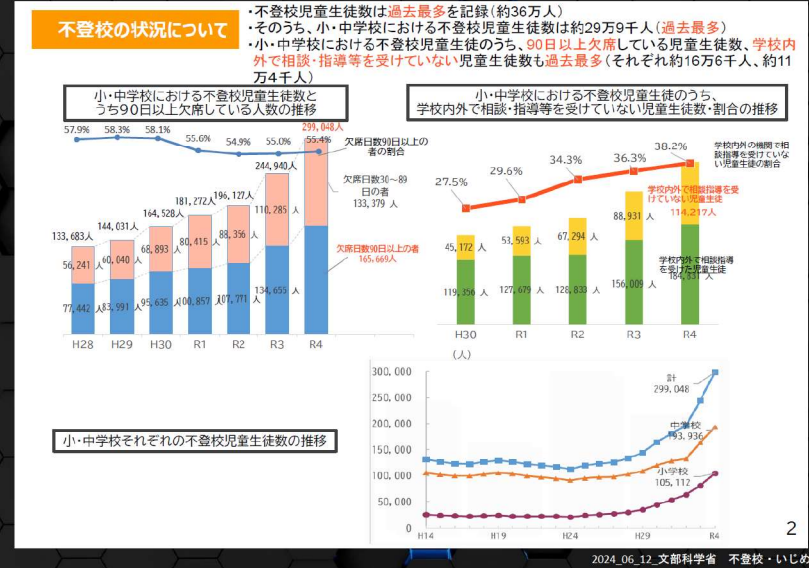
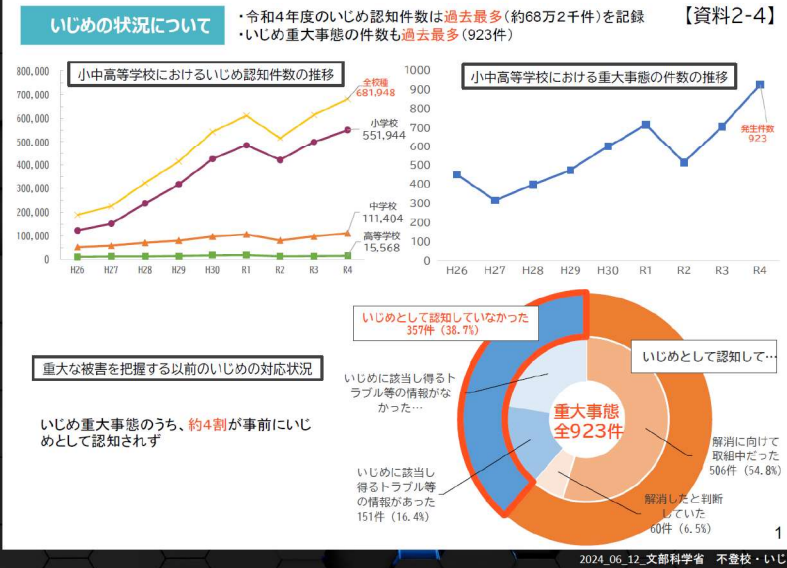
- ① 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒: 小学校8.8% 高等学校2.2% → 全ての学級に特別な教育的支援が必要な児童生徒が在籍している可能性
うち、校内委員会での支援が必要と判断: 小学校28.7% 高等学校20.3% → 校内委員会の機能が十分に発揮されていない
- ② 他校通級は、小学校では約3割、中学校では約2割 → 児童生徒や保護者の迷惑等の負担
高等学校においては、通級による指導が必要と判断された生徒が受け付けていない実態がある → 実施体制が不十分
- ③ 障害の程度が重い児童生徒が通常の学級に在籍(就学先決定にあたり本人・保護者の意見を最大限尊重) → より専門的な支援が必要
- ④ 令和14年9月9日障害者権利委員会の勧告 → 障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場で共に学ぶための環境整備の推進が必要



2024_06_12_文部科学省 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告

不登校・いじめを取り巻く状況について





不登校児童生徒等の学び継続事業

(本件担当)
初等中等教育用児童生徒課生涯指導係 係長 03-6734-3299
mail : s-idoaki@sest.go.jp



事業内容(補助金)

①校内教育支援センターの設置促進

- 公立の小・中学校に校内教育支援センターを設置するための検討や教職員研修等を実施し、学校内に不登校児童生徒の実態に配慮した環境を整備する事業

校内教育支援センターを利用する児童側
学校には行けるが、教室に入ることができない児童生徒
期待される効果
・ 学校内の居場所を確保
・ 不登校を未然に防止

②教育支援センターのICT環境の整備

- 不登校児童生徒等の学びの場を確保し、児童生徒の在籍校における出席扱いや成績反映に向けた連携を推進するため、教育支援センターのICT環境を整備する事業

教育支援センターを統合して、校内教育支援センター等との関係強化
・ 教育支援センターを統合して、校内教育支援センター等との関係強化
・ 不登校児童生徒の学びを促進するため、教育支援センター内に電子黒板を設置
教育支援センターを利用する児童側
家から出られるが、学校に行くことができない児童生徒
期待される効果
・ オンライン指導やテスト等も受けられる体制構築
・ 学校との連携強化

校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)

学校には行けるけれど、自分のクラスには入れない朝や、少し居残りを兼ねてリラックスしたい時に利用できる。学校内の空き教室等を活用した部屋。児童生徒のペースに合わせて「机間」等に学習のサポートを行う。

教育支援センター

各地域の教育委員会が開設して、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

実施主体 都道府県、市区町村

補助割合 国 1/3

※本事業は都道府県に事務委任しており、実施する市区町村が予算化する必要があります。

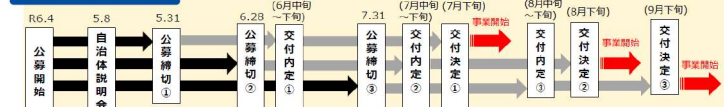
補助対象経費(①)

諸謝金、報酬、期末手当及び勤労手当(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)、旅費、交通費、設備備品費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び賃料、会議費、保険料、雑役務費、再委託費
※スペシャルサポートルームのコーディネーター等にかかる人件費にも適用できます。(会計年度任用職員のみ)
※NPO等への委託費も対象となります

補助対象経費(②)

消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び賃料、雑役務費、再委託費

今後の手続きとスケジュール



※各自治体における事務手続きのスケジュール等を考慮し、あらかじめ①②③④の公募期間を設定し、それぞれ事業をすすめる
※各公募期間を複数設定していますが、後ろの提出期限での申請は、前の提出期限における内定額を超過した予算残額の範囲内での申請となるので、ご留意ください

2024.06.12.文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

(本件担当)
初等中等教育用児童生徒課生涯指導係 係長 03-6734-3299
mail : s-idoaki@sest.go.jp



事業内容(委託)

教育支援センターの総合的拠点機能形成

- 教育支援センターが、不登校児童生徒への支援に係る地域の総合的な拠点となるためのモデル構築を行う

【事業内容】

- 不登校児童生徒を支援する地域の拠点としての情報把握及びアウトリーチ支援
- 学校・教育委員会、関係機関等との連携促進
- 業務に付随する必要な事務

期待される効果

- 支援を受けられていない不登校児童生徒を支援につなげる
- 学校、民間団体、保護者等の連携促進



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設して、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行う場所。
市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

委託先 都道府県・政令指定都市

※本事業は、実施する自治体において予算化する必要がある。市区町村分は都道府県でとりまとめをお願いいたします。

補助対象経費

人件費(新たに会計年度任用職員を雇用する必要がある場合)、事業費(諸謝金、報酬、旅費、借料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税込相当額)、一般管理費、再委託費
※人件費にも適用できます(新たに会計年度任用職員を雇用する必要がある場合)
※アウトリーチ支援に係る業務の一部を、民間団体等(NPO等)に再委託することが可能です

今後の手続きとスケジュール



※各自治体における事務手続きのスケジュール等を考慮し、あらかじめ①②③④の公募期間を設定し、それぞれ事業をすすめる
※各公募期間の1週間前、参加表明書の提出期限を設定しています

2024.06.12.文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

不登校児童生徒等の早期発見・早期支援事業

(本件担当)
初等中等教育用児童生徒課生涯指導係 係長 03-6734-3298



事業内容(委託)

- 不登校・自閉リスク等の早期把握に向けた
- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入促進

- 不登校やいじめ、児童生徒の自傷が急増中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前か積極的に支援につなげ、未然防止を図ることが必要。
- 1人1台端末等を活用して、児童生徒の心や体調の変化を把握することにより、早期発見、早期支援につなげる「心の健康観察」の全国の小・中学校での実施を目指し、各学校設置者における導入促進をするための事業。

予算規模

採択件数

10億円・120件程度

委託先

都道府県・政令指定都市 等

※市区町村及び私立学校は都道府県から再委託

対象経費

人件費(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)、諸謝金、旅費、借料、印刷製本費、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、再委託費 等

※本事業は、実施する自治体において予算化する必要がある。市区町村分は都道府県でとりまとめをお願いいたします。

よくある質問

- Q: 有償アプリの導入に係る利用料や開発料も経費の対象に含まれるか。
A: 含まれます。有償アプリに係る経費のみの申請は出来ませんが、委託費の一部として計上することは問題ありません。
- Q: 都道府県等としては実施する予定はないが、域内の市区町村が実施希望の場合、再委託費のみの計上も問題ないか。
A: 問題ありません。ただし、都道府県等において事業運営協議会は設置・運営がてり、委託事業の実質的な実施体制が市区町村のみとならぬよう工夫をお願い致します。(リモートで協議会を開催するなど)
- Q: 既に自治体として心の健康観察事業を実施している場合、本事業を受託することは可能か。
A: 可能です。ただし、その場合は既に取り組んでいる事業の効果検証や取組の改善、普及展開に取り組むものと、経費もこれらに要するものになるようお願いします。

今後の手続きとスケジュール



※各自治体における事務手続きのスケジュール等に応じて、契約締結までの日程は以下の3パターンから選択することが可能です。
※各公募期間の1週間前、参加表明書の提出期限を設定しています。

2024.06.12.文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

(本件担当)
初等中等教育用児童生徒課生涯指導係 係長 03-6734-3299
mail : s-idoaki@sest.go.jp



事業内容(補助金)

学びの多様な化学校の設置促進

- 不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成した学びの多様な化学校の設置を検討する自治体に対して、新設準備にかかる2年間、協議会等の設置や住民広報、フレイルーム等の環境等を整備するために必要な体制を整備する事業及び設置後の運営支援として3年間、設置当初における運営上・長期的な運営のための体制を整備する事業

【事業内容】

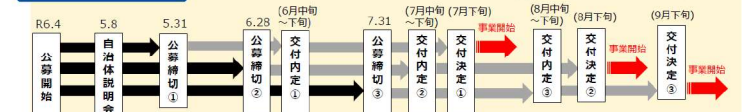
- 学びの多様な化学校を利用する児童側
家から出ることができないが、在籍する学校に行くことができない児童生徒
期待される効果
・ 通常の学校には通いつらい児童生徒でも、学校に登校しやすくなる
・ 不登校児童生徒にふじ、きめ細やかな支援ができる



補助対象経費

諸謝金、報酬、期末手当及び勤労手当(ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。)、旅費、交通費、消耗品費、図書購入費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び賃料、会議費、保険料、雑役務費、再委託費
※人件費にも適用できます(新たに会計年度任用職員を雇用する必要がある場合)
※旅費の一部を、第三者に再委託することがあります(例:住居・入居費や印刷費作成の一部を再委託)。

今後の手続きとスケジュール



※各自治体における事務手続きのスケジュール等を考慮し、あらかじめ①②③④の公募期間を設定し、それぞれ事業をすすめる
※各公募期間の1週間前、参加表明書の提出期限を設定しています

2024.06.12.文部科学省 不登校・いじめを取り巻く状況について

児童生徒の携行品に係る配慮について

算数・数学科、理科におけるデジタル教科書、デジタルコンテンツの活用について



学習者用デジタル教科書の事例集・動画等について

- デジタル教科書の活用にあたっては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実につなげることが重要であることから、中央教育審議会においても、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会等の垣根を越えて、学校・教師へのモデルづくりや研修を含めた伴走支援が必要であると指摘されています。
- このような状況を踏まえ、文部科学省では、デジタル教科書の効果的な活用に関するガイドブック（事例集）や動画等を作成し、文部科学省HPにて公表しています。（下記QR参照）
学校現場の教職員の方や、教育委員会などの管理機関において学校教育を担当する職員の方におかれましては、研修を行う際などに、是非ご活用ください。

活用のガイドブック（事例集）



保護者・教員向け動画



教員向け研修資料



その他の事例集・研修動画等ははこちら▶▶▶http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/seido/1407731.htm

2024_06_12_文部科学省 児童生徒の携行品に係る配慮について

学習者用デジタル教科書について

デジタル教科書の制度等

- 学習者用デジタル教科書は、平成30年の学校教育法等の一部改正等により、小学校、中学校、高校等において、紙の教科書の内容の全部を電磁的に記録したデジタル教科書がある場合は、教育課程の一部において紙の教科書に代えてデジタル教科書を使用することが可能。
- デジタル教科書の今後の在り方に関する検討会議の議論を踏まえ、令和3年4月より、学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1未満とする制限を撤廃。

学習者用デジタル教科書の推進

- 令和3年度から令和5年度は「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」、令和6年度からは「学習者用デジタル教科書購入費」として、小学校5年生から中学校3年生を対象にデジタル教科書を提供し、学校現場における活用を推進。



導入の方向性

- 中央教育審議会 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会 報告（令和5年2月）
- 適宜面や指導面での課題を踏まえ、デジタル教科書の円滑かつ効果的な活用の観点から、**教科・学年を絞って令和6年度から段階的に導入。**
- 令和6年度の教科・学年については、令和4年度の実証事業の実績等を踏まえ、**まずは小学校5年生から中学校3年生を対象に「英語」**で導入。
- その他の教科については「算数・数学」など、現場のニーズを踏まえて導入（令和4年度の実証事業において、英語の次に現場のニーズが高いのは算数・数学）。

※紙の教科書とデジタル教科書の在り方については、デジタル教科書への慣れや児童生徒の学習環境を豊かにする観点から、児童生徒の特性や学習内容に応じてハイブリッドに活用

2024_06_12_文部科学省 算数・数学科、理科におけるデジタル教科書、デジタルコンテンツの活用について

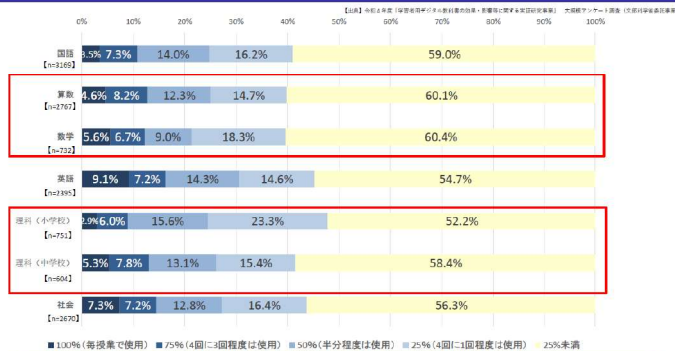
デジタル教科書の国からの提供状況

- 小学校5年生から中学校3年生を対象に、令和3～5年度は実証事業において、令和6年度からは購入費として、デジタル教科書を国から提供。

学年	教科	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(原則) 小5～中3	英語	100%			
	算数/数学	任意の1教科で 約40% うち 英語: 約7% 算数/数学: 約1.2%	任意の1教科で 約70% うち 算数/数学: 約20%	約50%	約55%
	その他			-	-

2024_06_12_文部科学省 算数・数学科、理科におけるデジタル教科書、デジタルコンテンツの活用について

教師の授業でのデジタル教科書の使用頻度



デジタル教科書が提供されている学校でも、「4回に1回程度」以上の使用は40%程度

デジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を可能とするデジタル教科書の効果的な活用のあり方

個別最適な学び

デジタル教科書の効果的な活用のポイント

- 繰り返し書き出すことができるデジタル教科書の特性を活かして、児童生徒が試行錯誤して考えを形成する活動を充実させる。
- 児童生徒の手元で拡大したり、繰り返し音声を読み取りながらデジタル教科書と一冊性のある紙の教科書の両方を活用して、児童生徒のペースで学習できる環境を作る。

協働的な学び

デジタル教科書の効果的な活用のポイント

- デジタルでの共有のしやすさを活かして、お互いに考えを照らし合ったり、お互いに考えを深め合ったりする活動を充実させる。
- 個人の考えを大型提示装置で全体に共有することで、ペア学習等で深めた思考を表現する言語活動を充実させる。

個別最適な学びの充実に資するデジタル教科書の機能

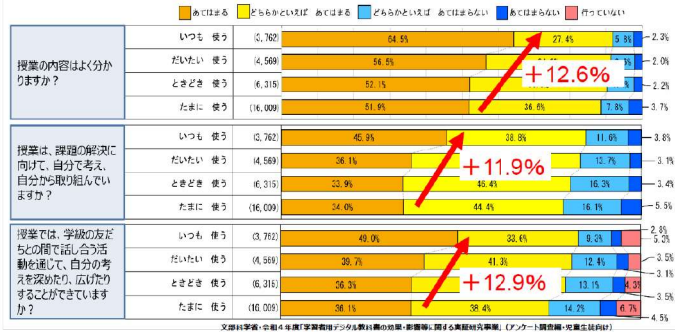
拡大	各々の興味・関心に応じて、教科書の本文や図表を拡大して表示することで確認できる。
書き込み・保存	自分の考えや他者の考えを、教科書に書き込み、保存して、振り返り等に活用することができる。
音声読み上げ	音声等を確認しながら自分のペースで教科書に記された文章をともに学習できる。
その他	教科書の背景色・文字色を反転したり、漢字にルビを振ることで読みやすくなる。

他のICT機器等を一体的に使用することにより可能となる共有方法

学習支援ソフト等による共有	学習支援ソフト等を活用すると、学級全員の児童生徒の書き込みを同時に共有することができる。
大型提示装置による表示	大型提示装置を活用すると、児童生徒の手元の画面を大きく表示して学級全体に共有することができる。

デジタル教科書の効果

[Q7～9] (アンケート対象教科名) の授業について、あてはまるもの一つずつ選んでください。



デジタル教科書を「いつも使う」と回答している児童生徒は、「主体的・対話的で深い学び」に関する質問に対して、肯定的な回答をしている割合が高い。

教科書QRコンテンツ

教科書QRコンテンツは、教科書の本文や図表を拡大して表示したり、自分の考えや他者の考えを、教科書に書き込み、保存して、振り返り等に活用したりすることができる。

ICTを活用した新しい「学び」

「ICTを活用した新しい「学び」」は、児童生徒の学習活動を支援するためのツールです。教科書の本文や図表を拡大して表示したり、自分の考えや他者の考えを、教科書に書き込み、保存して、振り返り等に活用したりすることができる。

子どもたちの「O.O.I.I.I」がかなえるICT

子どもたちの「O.O.I.I.I」がかなえるICTは、児童生徒の学習活動を支援するためのツールです。教科書の本文や図表を拡大して表示したり、自分の考えや他者の考えを、教科書に書き込み、保存して、振り返り等に活用したりすることができる。

StuDX Styleについて

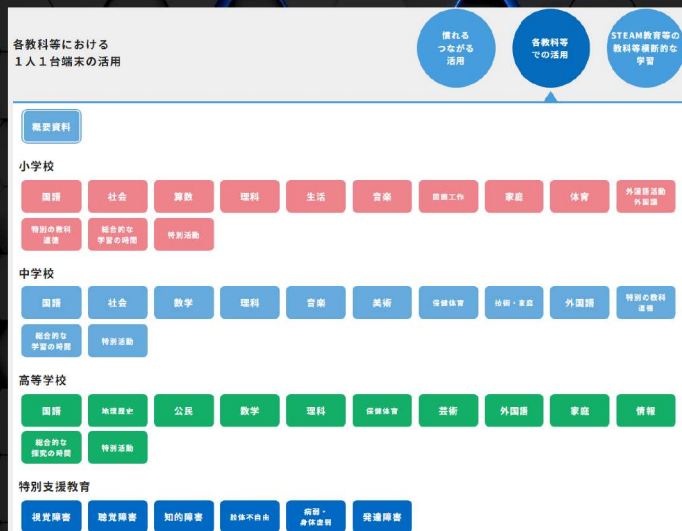


特設ウェブサイト「StuDX Style」について



<https://www.mext.go.jp/studstyle/>

特設ウェブサイト「StuDX Style」について



<https://www.mext.go.jp/studstyle/>

特設ウェブサイト「StuDX Style」について



<https://www.mext.go.jp/studstyle/>

特設ウェブサイト「StuDX Style」について

ギガ スタディーエックス

GIGA StuDX メールマガジン

登録・ご周知を！

文部科学省では、GIGAスクール構想の下での学習指導における1人1台端末の活用について、**情報を求める全ての人々に広くタイムリーに情報提供を図るための「GIGA StuDXメールマガジン」を配信**しています。

学校はもとより**教職員1人1人の皆様からのご登録も可能**です。既に相当数の教職員の皆様からご登録いただいています。

登録方法 \ 1分で登録! /



2次元コード
から登録

配信内容

- 配信予定内容
- StuDX Styleの最新情報、
- 活用事例や対応事例
- 子供の声 等

27

<https://www.mext.go.jp/studstyle/>

OECD生徒の学習到達度調査（PISA）について



OECD生徒の学習到達度調査 PISA2022のポイント

目次

1. PISA2022の結果（概要）・・・2
2. PISA2022の結果（詳細）・・・4
 - (1) 数学的リテラシー（PISA2022の中心分野）・・・4
 - (2) 読解力・・・8
 - (3) 科学的リテラシー・・・9
 - (4) 社会経済文化的背景と平均得点・・・10
 - (5) 新型コロナウイルス感染症の影響
～2018-2022年における「レジリエントな」国・地域～・・・13
 - (6) ICT活用状況・・・16
3. PISA調査結果を踏まえた文部科学省の主な取組一覧・・・19

参考資料・・・20

読解力、数学的リテラシー、
科学的リテラシー

3年ごとに1つの分野を重点的に調査
(今回は数学的リテラシー)

81国・地域、69万人、日本
6000人

高校1年生 6月～8月

OECD加盟国（37か国）における比較

は日本の平均得点と統計的な有意差がない国

数学的リテラシー		平均得点	読解力		平均得点	科学的リテラシー		平均得点
1	日本	536	アイルランド*		516	日本		547
2	韓国	527	日本		516	韓国		528
3	エストニア	510	韓国		515	エストニア		526
4	スイス	508	エストニア		511	カナダ*		515
5	カナダ*	497	カナダ*		507	フィンランド		511
6	オランダ*	493	アメリカ*		504	オーストラリア*		507
7	アイルランド*	492	ニュージーランド*		501	ニュージーランド*		504
8	ベルギー	489	オーストラリア*		498	アイルランド*		504
9	デンマーク*	489	イギリス*		494	スイス		503
10	イギリス*	489	フィンランド		490	スロベニア		500
OECD平均		472	OECD平均		476	OECD平均		485
信頼区間※（日本）：530-541			信頼区間（日本）：510-522			信頼区間（日本）：541-552		

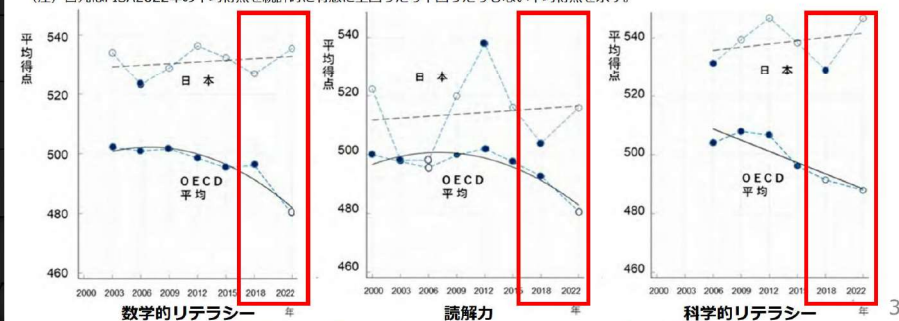
全参加国・地域（81か国・地域）における比較

 は日本の平均得点と統計的な有意差がない国

	数学的リテラシー	平均得点	読解力	平均得点	科学的リテラシー	平均得点
1	シンガポール	575	シンガポール	543	シンガポール	561
2	マカオ	552	アイルランド*	516	日本	547
3	台湾	547	日本	516	マカオ	543
4	香港*	540	韓国	515	台湾	537
5	日本	536	台湾	515	韓国	528
6	韓国	527	エストニア	511	エストニア	526
7	エストニア	510	マカオ	510	香港*	520
8	スイス	508	カナダ*	507	カナダ*	515
9	カナダ*	497	アメリカ*	504	フィンランド	511
10	オランダ*	493	ニュージーランド*	501	オーストラリア*	507
	信頼区間※（日本）：530-541		信頼区間（日本）：510-522		信頼区間（日本）：541-552	

2024_06_12_文部科学省 総合教育政策局調査企画課学力調査室

(注) 白丸はPISA2022年の平均得点を統計的に有意に上回ったり下回ったりしない平均得点を示す。



日本とOECDの平均得点の推移（調査開始～2022年）

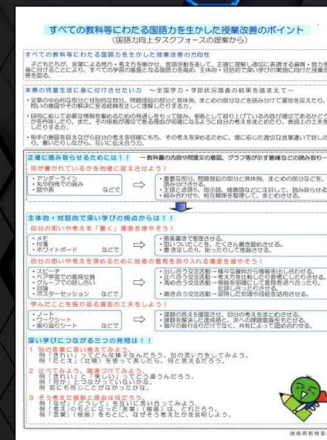
2024_06_12_文部科学省 総合教育政策局調査企画課学力調査室

徳島県の実践



これまでの、

国語力向上タスクフォースの提案の各教科等の
授業への活用の推進と状況の把握



すべての教科等における国語力を生かした授業改善の方向性

子どもたちが、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、正確に理解し適切に表現する資質・能力を身に付けることにより、すべての学習の基盤となる国語力を高め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図る。

新たな取組へ

令和6年度からは、

すべての教科等にわたる
「徳島版読解力」を活か
した学力向上のポイント

に取り組めます。

学校訪問や各研修会等
で周知してまいります。

読解力とは？

すべての教科等にわたる「徳島版読解力」を生かした学力向上のポイント

「徳島版読解力」の育成をめざして

多様な現代の社会を生き抜く児童生徒には、様々な形で伝えられる情報を読み取る力や、自分の考えを形成するために必要な情報を取捨選択し、選び取った情報を解釈したり活用したりする力が重要であると考えられる。このようなことから社会を生きるために必要となる力を徳島版読解力と定義し、すべての教科等においてその育成を図る。

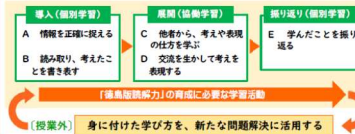
「徳島版読解力」を構成する「5つの力」

- 1 正確に読む力
多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力
- 2 必要な情報を取り出す力
読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力
- 3 比較・関連付けて理解する力
取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見出したりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力
- 4 見直す力
取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力
- 5 発信する力
取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力

「徳島版読解力」を育成する学習のイメージ

各学習段階、学習場面〔A～E〕において「5つの力」を育成！
〔授業〕

- ★全ての教科等での取組
- ★学習方法・ツールの工夫
- ★授業、授業外での繰り返し



徳島県教育委員会

「徳島版読解力」を構成する「5つの力」

1 正確に読む力

多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力

2 必要な情報を取り出す力

読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力

3 比較・関連付けて理解する力

取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見出したりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力

4 見直す力

取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力

5 発信する力

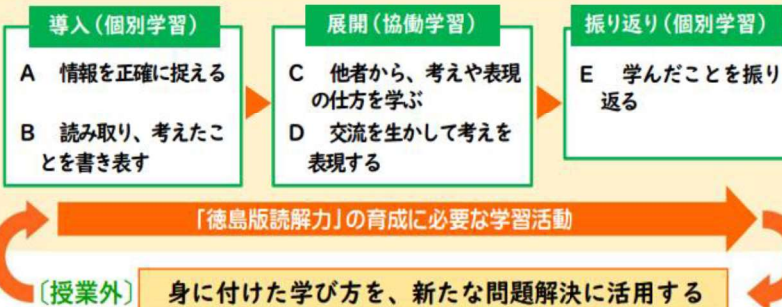
取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力



「徳島版読解力」を育成する学習のイメージ

各学習段階、学習場面〔A～E〕において「5つの力」を育成！
〔授業〕

- ★全ての教科等での取組
- ★学習方法・ツールの工夫
- ★授業、授業外での繰り返し



「徳島版読解力」育成に必要な学習活動

「徳島版読解力」を構成する5つの力				
1 正確に読む力	多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力	1-4	読解力	読解力・読解力・読解力
2 必要な情報を取り出す力	読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力	2-1	読解力	読解力・読解力・読解力
3 比較・関連付けて理解する力	取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見出したりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力	3-1	読解力	読解力・読解力・読解力
4 見直す力	取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力	4-1	読解力	読解力・読解力・読解力
5 発信する力	取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力	5-1	読解力	読解力・読解力・読解力

学習段階	学習場面	学習活動	読解力	学習方法・ツール	ICTの活用
導入 (個別学習)	A 情報を正確に捉える	多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力	1-4	読解力・読解力・読解力	読解力・読解力・読解力
	B 読み取り、考えたことを書き表す	読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力	2-1	読解力・読解力・読解力	読解力・読解力・読解力
展開 (協働学習)	C 他者から、考えや表現の仕方を学ぶ	取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見出したりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力	3-1	読解力・読解力・読解力	読解力・読解力・読解力
	D 交流を生かして考えを表現する	読み取った情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力	4-1	読解力・読解力・読解力	読解力・読解力・読解力
振り返り (個別学習)	E 学んだことを振り返る	取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力	5-1	読解力・読解力・読解力	読解力・読解力・読解力
	F 身に付けた学び方を、新たな問題解決に活用する	取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力	5-1	読解力・読解力・読解力	読解力・読解力・読解力

「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 **正確に読む力**（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 **必要な情報を取り出す力**（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 **比較・関連付けて理解する力**（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 **見直す力**（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 **発信する力**（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学 習 場 面			学 習 活 動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例
授 導 入 （ 個 別 学 習 ）	A	情報を正確に捉える	○文章などを <u>繰り返し読む</u> 。	1・4	【音読、黙読、視写、聴写】	【インターネット】
			○意味の分からない語句や表現を取り出し、調べ。	1		
			○心に残る表現や大事だと思うところを探す。	1	【傍線や下線を引く】	
			○全体をいくつかの部分（問題、例、データ、まとめなど）に分けたり、事実と考えを区別したりする。	2	【丸や四角で囲む】	
			○語句と語句、情報相互の関係を見付けて、整理する。	3・4	【線でつなぐ】	
	B	読み取り、考えたことを書き表す	○言語情報と、図・表・グラフ・写真などの関係を読み取る。	1・2	【図、表、思考ツール】	【メモ・付箋機能】 【画像や動画のキャプション】
			○問題の解決につながる部分を点検する。	3	【辞典、事典】	
			○思いついたことを書き留める。	1・2	【メモ】	
			○箇条書きにしたり見出しを付けてたりして、書き留めたことを分かりやすく整理する。	3・5	【付箋】	
			○書き留めたことを見直し、付け足したり、削ったりして、推敲する。	4・5	【ノート、ワークシート】 【ホワイトボード】 【図、表、思考ツール】	

「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 **正確に読む力**（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 **必要な情報を取り出す力**（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 **比較・関連付けて理解する力**（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 **見直す力**（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 **発信する力**（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学 習 場 面			学 習 活 動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例
授 展 開 （ 協 働 学 習 ）	C	他者から、考えや表現の仕方を学ぶ	○情報を出し合ったり、根拠を明確にして考えを伝え合ったりする。	1	【相互評価、コメント】	【チャット】 【学習支援クラウドアプリ】
			○他者の伝えたいことや考えがはっきりするように、質問や応答をする。	2	【話し合い、討論（ヘア・グループ・クラス）、スピーチ】	
			○他者の考えを聞き、自分の考えや表現の仕方との共通点、相違点を見付ける。	3	【ポスターセッション】	
			○他者と協力して問題を解決する。	4	【質問、応答】	
			○交流の中で心に残った他者の言葉や表現の仕方の工夫を書き留める。	5	【図、表、思考ツール】	
	D	交流を生かして考えを表現する	○新しく知ったことや考えたことを付け加えたり、不要な情報を削ったりして、分かりやすい表現に直す。	1・2	【メモ】	【メモ・付箋機能】 【画像や動画のキャプション】
			○情報の軽重を判断し、色や印を使って可視化する。	3	【付箋】	
				4・5	【ノート、ワークシート】	
				2・3	【ホワイトボード】	
					【線でつなぐ】 【図・表・思考ツール】	

「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 **正確に読む力**（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 **必要な情報を取り出す力**（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 **比較・関連付けて理解する力**（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 **見直す力**（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 **発信する力**（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学 習 場 面			学 習 活 動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例
授 個 別 返 学 習 （ 業 習 ）	E	学んだことを振り返る	○多様な考えや情報を比較したり、関連付けたりして、自分の考えを見直し、表現する。	3・4	【線でつなぐ】	【メモ・付箋機能】 【画像、動画】 【学習支援クラウドアプリ】
			○学習活動の達成感だけでなく、学んだことや考えたことと記録に残す。	5	【図・表・思考ツール】	
			○新たに学んだことや、次に向けての目標を書き留める。	2・4	【メモ】	
			○日々の振り返りを共有し、自分の学習に生かす。	1	【付箋】	
				3・5	【ノート、ワークシート】	
				4・5	【ホワイトボード】	

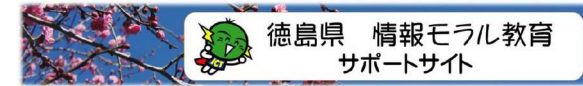
「徳島版読解力」育成に必要な学習活動等

「徳島版読解力」を構成する五つの力

- 1 **正確に読む力**（多様なメディアが発信する文章などから、読み違い、読み飛ばし、思い込み等をせずに情報を読み取る力）
- 2 **必要な情報を取り出す力**（読み取った情報から、目的や意図に応じて、必要な情報を選び出す力）
- 3 **比較・関連付けて理解する力**（取り出した情報を比較したり、相互の関係性を見いだしたりしながら、共感的、批判的な視点で情報の価値を捉える力）
- 4 **見直す力**（取り出した情報が、問題を解決するために適切かどうかを点検する力）
- 5 **発信する力**（取り出した情報を基に、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、表現方法を選んで発信したり交流したりする力）

学 習 場 面			学 習 活 動	読解力	学習方法・学習ツール例	ICTの利活用例
授 業 外	身 に 付 け た 学 び 方 を 、 新 た な 問 題 解 決 に 活 用 す る		○興味・関心のあることや、予習・復習で発生した疑問に 関係する情報を集める。	1・3	【書籍】 【家族や友達などの他者】	【インターネット】 【メモ・付箋機能】 【学習支援クラウドアプリ】
			○読書や会話を通して、生活の中で出会う様々な問題に関心をもち、言葉の量を増やす。	4	【書籍】	
			○集めた情報を読んだり、心に留まったことを記録したりすることに慣れる。	1	【会話】	
			○学習したツール等を使って、多様なメディアを観たり、読んだり、聞いたり、表現したりすることに慣れる。	2・3	【自主学習ノート】	
				2・5	【書籍】	
					【新聞】	

徳島県 情報モラル教育サポートサイト



- トップページ
- デジタルコンテンツ
- GIGAワークブックとくしま
- 情報モラル教育リンク集
- 事例コンテンツの活用
- 令和4年度 情報モラル教育 推進事業
- 徳島県プログラミング教育 サポートサイト
- Since 2015

このサイトは、児童生徒の皆さんや関係者の方々が情報モラルについて自ら学習を進めることができるように開設しました。
また、先生方が授業を行うときや、教員の校内研修を行う際に役立つ資料を素早く手に入れることもできます。ご活用ください。

「GIGAワークブックとくしま」作成のお知らせ



GIGAワークブックとくしまをダウンロード

徳島県教育委員会と一社共同で開発された、ソフトバンク株式会社、ヤフー株式会社（Yahoo!きっず）が連携し、GIGAスクール環境の導入により授業に活用できる情報モラル教育用の教材「GIGAワークブックとくしま」を作成しました。
本教材では、「情報モラル」と「情報活用」に重点を置いて、ネットの特性や適切なコミュニケーション方法、情報のリスクなど、情報モラルについて学ぶ内容になっています。また、上から順にPDFをダウンロードし、情報モラル教育に活用していただくことができます。

左のメニュー「GIGAワークブックとくしま」からページが分かります。積極的にご活用ください。

- GIGAワークブックとくしま 「ビギナー」 (小学校下学年)
- GIGAワークブックとくしま 「スタンダード」 (小学校上・高学年)
- GIGAワークブックとくしま 「アドバンス」 (中学校・高等学校)

GIGAワークブックとくしま (中学校・高等学校)

●アドバンス (主に中学生・高校生向け) 資料のタイトル別閲覧

↓ 見たいタイトルをクリックすると詳細ページが開きます。

- はじめに.pdf
- 情報モラルを学ぶ(50分授業).pdf
- 社会の変化と情報モラル.pdf
- 情報と都市生活の進化.pdf
- こんなつもりじゃなかったのに.pdf
- 生活を豊かにしよう.pdf
- 災害時のSNSの使い方の①.pdf
- 災害時のSNSの使い方の②.pdf
- 災害時のSNSの使い方の③.pdf
- 「情報」の「活用」.pdf
- 「見え見え社会」と上手につきあおう.pdf
- 経済的被害を身に付けよう.pdf
- SNSによる情報発信のリスク.pdf
- 新しい情報技術とどう向き合い、活用をしよう.pdf
- 情報活用能力を身に付けよう(15分授業).pdf
- 使う前に.pdf
- Webブラウザのクラウドも活用しよう.pdf
- AIと社会的な学び.pdf
- リスクマネジメントを身に付けよう.pdf
- クラウドシステムを身に付けよう.pdf
- まとめ・情報活用と社会問題.pdf
- 写真を見る.pdf
- 目的に合わせて上から学習を進めよう.pdf
- ネット上の個人情報を守ろう.pdf
- どこまで学習を公開してもよいのかな.pdf
- リスクの低いプロフィールをつくろう.pdf
- まとめ・画像認識と社会問題.pdf
- 考える.pdf
- 先行事例や先行研究を調べよう.pdf
- 調べたこと(「よい悪い」)を伝えよう.pdf
- 情報の信頼性の確かめ方.pdf
- どこまでが事実なのか.pdf
- まとめ・自動情報提供と社会問題.pdf
- 考える.pdf
- アンケートの質問項目をつくらう.pdf
- 問題を深く分けてみよう.pdf
- ネットの「スリ」を考えよう.pdf
- 活用をしよう.pdf
- まとめ・学習と社会問題.pdf



社会の変化と情報モラル

Society5.0で私たちの暮らしはどう変わるのでしょうか。

AI (Artificial Intelligence, 人工知能) やIoT (Internet of Things, モノのインターネット)、ロボット技術の発達によって、様々なデータを共有し、最適な情報を最適なタイミングで受け取ることができたり、人間に代わってロボットが様々な作業を行ってくれたりすることが期待されています。

AI家電

自動運転

介護ロボット
遠隔医療

スマート農業

ドローン物流

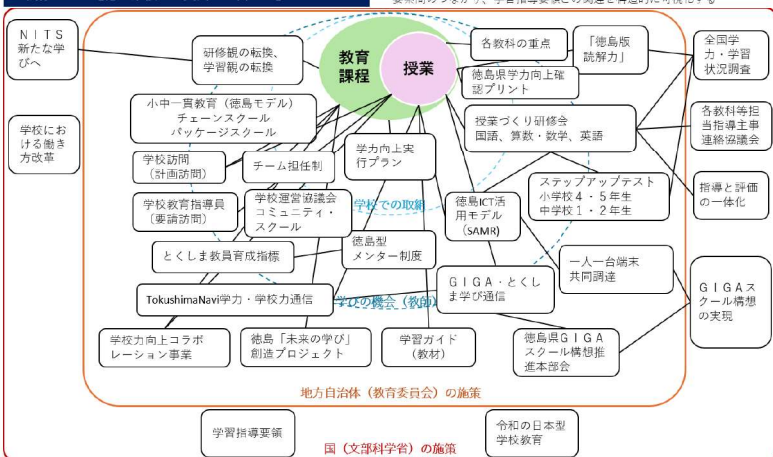
考えてみよう

10年後、社会はどのように変化していると思いますか？ 便利になっていると思うこととそうでないことを話し合ってみましょう。

2

学びはどう変わるの？

社会の変化と情報モラル



学習指導要領総則の趣旨実現に向けた教育委員会としての重点的な課題

重点的な課題に対するさらなる改善策